誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所商号又は名称代表者名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

- 第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたと きは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、 発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書(第5-2号様式)、建築設計業務委託契約書(第5-3号様式)】 (契約の保証)

- 第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。
- 2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。 (違約金の徴収)
- 第2条 本則第41条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものと する。

【建設工事監理業務委託契約書(第5-4号様式)】

(契約の保証)

- 第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。
- 2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。 (違約金の徴収)
- 第2条 本則第35条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書(第5-1-2号様式)】

(契約の保証)

- 第1条 本則第3条第2項中「10分の1(仙台市市立病院契約規程(平成元年仙台市病院規程第20号。以下「契約規程」という。)第20条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額)以上」とあるのは「10分の3(仙台市市立病院契約規程(平成元年仙台市病院規程第20号。以下「契約規程」という。)第20条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍)以上」と読み替えて適用するものとする。
- 2 本則第3条第4項中「10分の1(契約規程第20条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額)」とあるのは「10分の3(契約規程第20条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍)」と読み替えて適用するものとする。 (違約金の徴収)
- 第2条 本則第25条第2項中「10分の1(契約規程第20条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額)」とあるのは「10分の3(契約規程第20条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍)」と読み替えて適用するものとする。